12　法第七十条の七の二第二項第五号イ及び第十四項第十号に規定する政令で定める法人は、認定承継会社並びに当該認定承継会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と第八項各号に掲げる特別の関係がある者が有する医療法人の議決権の数の合計が、当該医療法人の総社員の議決権の数の百分の五十を超える数である場合における当該医療法人とする。

第四十条の八の二第四十項第四号中「事業年度（」を「各事業年度（」に改め、同条第四十一項中「から当該死亡」を「（当該経営承継相続人等が同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日までの間に死亡した場合には、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡」に、「同項第二号」を「同条第十六項第二号」に、「を贈与した」を「について同号に規定する贈与をした」に、「同号の」を「当該」に、「から当該贈与」を「の翌日から当該贈与」に、「同条第一項の規定の適用を受ける」を「同条第一項の」に改め、同条第四十二項中「（法第七十条の七第一項の規定の適用を受けるものに限る。）」を削り、同条第四十四項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、「当該」を削り、同条第四十九項中「（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）で特例非上場株式等」を「で特例株式等（特例非上場株式等、法第七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等及び法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「同条第三項」を「法第七十条の七の二第三項」に、「当該特例非上場株式等」を「当該特例株式等」に改め、同条第五十項中「特例非上場株式等」を「特例株式等」に改める。

第四十条の八の三第一項中「この項において」を「この項及び第八項において」に、「第十七項」を「第二十一項」に改め、同条第五項中「（第三号を除く。）」を削り、「第七十条の七の四第二項第一号ヘ」を「第七十条の七の四第二項第一号ト」に改め、同条第七項中「第十八項」を「第十九項」に、「第十項及び第十四項」を「第十一項及び第十七項」に改め、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「法第七十条の七の四第三項において準用する法第七十条の七の二第三項及び第五項の規定の適用があつた場合における」及び「及び当該特例相続非上場株式等」を削り、「贈与」の下に「があつた場合における同条第三項において準用する法第七十条の七の二第三項及び第五項の規定の適用」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項を削り、同条第十五項中「前条第四十五項」を「前条第四十一項から第四十七項まで」に、「第七十条の七の二第十七項」を「第七十条の七の二第十六項及び第十七項」に改め、「における延滞税の計算」を削り、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　前条第四十八項の規定は、法第七十条の七の四第十三項において法第七十条の七の二第二十二項の規定を準用する場合について準用する。

第四十条の八の三第十四項中「前条第三十八項及び第三十九項」を「前条第三十七項から第三十九項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　前条第四十項の規定は、法第七十条の七の四第八項において法第七十条の七の二第十項の規定を準用する場合について準用する。

第四十条の八の三第十三項中「第十一項に」を「第十二項に」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　前条第二十七項から第三十六項までの規定は、法第七十条の七の四第三項において法第七十条の七の二第三項から第五項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二十七項中「認定承継会社の同条第一項」とあるのは「認定相続承継会社の法第七十条の七の四第一項」と、「相続の開始」とあるのは「贈与」と読み替えるものとする。

第四十条の八の三第十二項中「第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間」を「第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　前条第二十五項の規定は、法第七十条の七の四第十二項において法第七十条の七の二第十七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二十五項中「相続の開始」とあるのは、「贈与の時」と読み替えるものとする。

第四十条の八の三第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項及び第十三項」を「第十三項及び第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第二十項及び第二十一項」を「前条第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前条第十九項」を「前条第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　経営相続承継受贈者が法第七十条の七の四第一項の特例受贈非上場株式等につき同項の規定の適用を受ける場合において、当該特例受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社（同条第二項第一号ハに規定する特別関係会社をいう。以下この項において同じ。）であつて当該認定相続承継会社との間に同号への支配関係がある法人が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）又は医療法人（前項において準用する前条第十二項に規定する医療法人をいう。）の株式等を有するときにおける法第七十条の七の四第二項第四号及び同条第十一項において準用する法第七十条の七の二第十四項第十号の規定の適用については、法第七十条の七の四第二項第四号イ中「場合には、」とあるのは「場合には、前項の特例受贈非上場株式等の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎として」と、「当該株式等」とあるのは「当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「計算した価額」とあるのは「財務省令で定めるところにより計算した価額」と、「同項」とあるのは「前項」と、法第七十条の七の二第十四項第十号中「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社又は当該認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社」と、「認定承継会社との」とあるのは「認定相続承継会社との」と、「「認定承継会社等」とあるのは「「認定相続承継会社等」と、「認定承継会社の」とあるのは「認定相続承継会社の」と、「当該認定承継会社等が当該株式等」とあるのは「第七十条の七の四第一項の特例受贈非上場株式等の前条第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎として当該認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等」と、「計算した価額」とあるのは「財務省令で定めるところにより計算した価額」とする。

第四十条の九第一項中「価額に」を「価額（当該特例非上場株式等に係る法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（法第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある法人又は当該特例相続非上場株式等に係る法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下この項、次条第二項及び第四十条の十一第二項において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。次条第二項及び第四十条の十一第二項において同じ。）又は医療法人（第四十条の八の二第十二項（前条第七項において準用する場合を含む。）に規定する医療法人をいう。次条第二項及び第四十条の十一第二項において同じ。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この項、次条第二項及び第四十条の十一第二項において同じ。）を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に」に改め、同条第五項中「価額に」を「価額（当該特例非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある法人又は当該特例相続非上場株式等に係る第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社若しくは当該認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関